

ご厚意に対する謝意

●個人の場合

寄附者全員： 本学ホームページにて芳名帳の公開をさせていただきます。(公開をご承諾いただいた場合)
 1万円以上： 感謝状を贈呈いたします。
 4万円以上： 学生交流会館にネームプレートを掲示させていただきます。

●法人の場合

寄附者全員： 本学ホームページにて芳名帳の公開をさせていただきます。(公開をご承諾いただいた場合)
 2万円以上： 感謝状を贈呈いたします。
 20万円以上： 学生交流会館にネームプレートを掲示させていただきます。

その他の寄附

●古本募金

読み終えた本・DVD等をご提供いただき、その査定換金額を寄附していただく取り組みです。詳しくは本学ホームページをご確認ください。 申込受付から査定・報告、および送金は「古本募金きしゃぼん」(運営：嵯峨野株式会社)が担当します。



【募金になるもの】
 本 (ISBNがついているもの)
 DVD・CD・ゲーム
 切手・はがき・商品券
 ブランド品・貴金属

お申込み・お問い合わせ

HP 豊橋技術科学大学 古本募金

(受付) 9時～18時・365日

0120-29-7000 団体ID 97 とお伝えください

(運営協賛)

古本募金きしゃぼん/嵯峨野株式会社
 〒358-0053 埼玉県入間市仏子916

●遺言によるご寄附(遺贈・いざう)

予め遺言書を作成していただくことにより、所有されている資産の一部を、将来、本学に寄附していただくものです。本学に遺贈(遺言による寄附)したいとお考えの方は、提携金融機関の「遺言信託」を利用することにより、遺言書の作成に関するご相談から、遺言書の保管及び執行まで、複雑な相続手続きを提携金融機関がサポートします。
 提携金融機関：三井住友銀行(フリーダイヤル 0120-338-518)

教育研究支援基金を活用した学生の
 ための教育研究環境の整備状況



■ お問い合わせ先

国立大学法人豊橋技術科学大学基金室

〒441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1
 TEL 0532-81-5186 ※電話受付 9:00～16:00(土・日・祝日を除く)
 FAX 0532-44-6509
 E-mail kikin@office.tut.ac.jp

豊橋技術科学大学基金 検索



豊橋技術科学大学基金

— ご協力のお願い —

豊橋技術科学大学は、技術を支える科学の探究によって新たな技術を開発する分野である技術科学の教育・研究を使命として設立されました。

この使命のもと、主に高等専門学校卒業生及び高等学校卒業生等を入学者として受け入れ、大学院に重点を置き、実践的、創造的かつ指導的技術者・研究者を育成するとともに、次代を切り拓く技術科学の研究を行ってきました。さらに社会的多様性を尊重し、地域社会との連携を強化します。これらを通じて、世界に開かれたトップクラスの工科大を目指しています。

本学は地域に根ざしながら、世界の様々な場所で活躍できる人材を生み出す大学へ一段と飛躍していく所存です。



しかしながら、これらの目標を確実に実現するためには、中長期的な安定した財政基盤の強化が不可欠です。

2009(平成21)年に、本法人における教育研究、社会貢献及び国際交流に関する活動等の推進を図り教育研究環境の整備充実を目的とする「豊橋技術科学大学基金」を創設しました。

その後、開学40周年(2016(平成28)年)を機に、従前から設置している基金を「教育研究支援基金」として整理するとともに、同年度税制改正に対応して「修学支援事業基金」を新たに立ち上げ、個人として寄附いただいた皆様の税制上の便宜を図り、恒常的な寄附の増加並びにそれに伴う学生の修学環境の改善に資することとして現在に至っています。

寄附収入の増加に向けて基金の管理・運営体制を強化するため、2018(平成30)年に「基金運営委員会」及び「基金室」を設置しました。まずは各年度の基金事業計画について基金HP等を活用してお示しし透明性を高めるなど、寄附いただいた皆様へ「見える化」を行うとともに、2018年度には課外活動施設倉庫の整備及びトレーニングジムの増設、2019年度は弓道場を整備し、厳しい予算の中で先送りになっていた学生のための施設整備を中心に支援を行いました。

基金室と同時に立ち上げた卒業生連携室では、室の目標として同窓会と連携して卒業生との繋がりを強化することを掲げています。卒業生の皆様との関係が継続的に維持され、母校への帰属意識とともに持続的な相互支援の輪が広がっていくことを期待しています。

卒業生の皆様をはじめ、本学教職員、教職員OB・OG、個人、企業・団体等の皆様におかれましては、引き続き本学の応援団として、温かいご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

豊橋技術科学大学長 寺 嶋 一 彦



基金の種類及び目的・事業内容

●修学支援事業基金

経済的理由により修学が困難な本学の学生に対する支援を目的としています。

- ① 学生の経済的負担の軽減を図るもの
- ② 学資を貸与又は給付するもの
- ③ 学生による海外への留学費用を負担するもの
- ④ 学生を教育研究業務に雇用する経費を負担するもの

●教育研究支援基金

本学における学生支援、教育研究、社会貢献及び国際交流に関する活動等の推進を図るとともに、教育研究環境の整備充実を目的としています。

- ① 学生への支援
- ② 学術研究振興活動への支援
- ③ 社会貢献活動への支援
- ④ 国際交流への支援
- ⑤ 教育研究環境の整備充実
- ⑥ その他基金の目的達成に必要な事業

※本基金の管理運営につきましては、学長を委員長とする基金運営委員会が、年間の予算、決算、事業計画等を審議し、その決定に基づき経費支援を行っています。

基金の経費支援状況

2020.4 現在

●学生への修学支援経費

「奨学金(給付型)」の給付
「奨学金(海外留学支援)」の給付

●学生への支援経費

「奨学金(給付型)」の給付
「奨学金(海外留学支援)」の給付

●教育研究環境の整備充実

課外活動施設整備
(課外活動団体倉庫、トレーニングジム施設、弓道場)

ご協力をお願いしたい額及びご寄附の方法

一口 1,000円

本基金の趣旨をご理解いただき、複数口(継続寄附の場合は年間1万円以上)のご協力をお願いいたします。

今回(1回)のみの場合:個人2口以上、法人10口以上

●金融機関からのお申込み

本学所定のご寄附お申込みフォームに必要事項を記入の上、国立大学法人豊橋技術科学大学基金室宛てにE-mail、FAXまたは郵送にてお送りいただくとともに、指定の振込先金融機関の口座に直接お振込み願います。振込手数料は、本学で負担いたしますので、お手数ですがお振込みの際に振込手数料分を差し引いてお振込みください。

●インターネットからのお申込み

本学のホームページから、クレジットカード決済・コンビニ決済・ペイジー決済によるご寄附が可能です。

●継続寄附(分割による寄附)について

クレジットカード決済の場合は「継続寄附」の選択が可能です。

「毎月」、「選択月に毎年」のいずれかを指定されますと、選択されたスケジュールに従って、自動的に寄附手続き(クレジットカード決済)が行われます。**無理のないご負担で末永いご支援をお願いいたします。**

寄附の方法

- 今回のみ
○毎月
○選択月に毎年
1月 2月 3月 4月 5月 6月
7月 8月 9月 10月 11月 12月

継続寄附をお申込みされると、継続寄附者専用のマイページが設定され、毎月の寄附金額、登録情報の変更、寄附の停止等を行うことが可能です。

●大学窓口でのお申込み

本学収納窓口(事務局棟1階 会計課出納係)で寄附申し込みを承っております。
※詳しくは、本学のホームページをご覧ください。

個人情報の取扱い

ご寄附に際して記入いただきました情報は、「豊橋技術科学大学基金」事業に関わる業務以外では本人の同意なく利用し、又は第三者に提供することはありません。

寄附金に対する税制上の優遇措置

法人税の優遇措置

寄附金の全額を損金算入することができます。(法人税法第37条第3項2号)

所得税の優遇措置

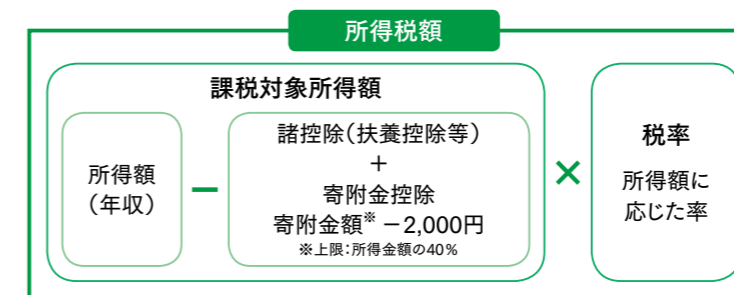
●教育研究支援基金【所得控除】

個人の皆様からの寄附金については、所得税法による税制上の優遇措置が受けられます。
教育研究、学生支援、産学連携、環境整備など幅広い支援が可能となります。

●修学支援事業基金(【所得控除】と【税額控除】のどちらか有利な方を選択)

個人の皆様からの寄附金については、既存の「**所得控除 ※1**」に加え、「**税額控除 ※2**」が導入されました。税額控除は所得控除に比べ、所得金額にかかわらず控除額を所得税額から直接控除するため、ほとんどの場合が**税制面で有利**になります。**本基金にご寄附いただく場合は、「ご寄附申込みフォーム」内の、「本寄附金の使途」欄にて「修学支援事業基金」をご選択ください。**

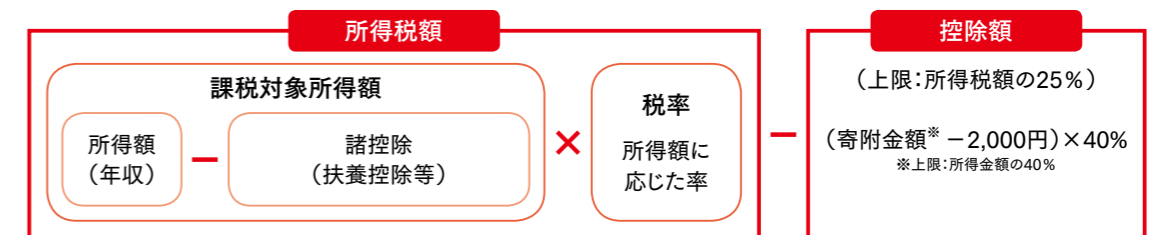
※1【所得控除】(所得税率が高い方にとって減税効果が高い)



減税額等詳細は
大学基金サイトを
参照願います。



※2【税額控除】(小口の寄附でも、所得控除と比較して減税効果大きい)



確定申告の際には、寄附金額収書と「税額控除に係る証明書(写)」の提出が必要となります。
領収書とともに大学からお送りします。なお、所得控除の場合は証明書(写)は必要ありません。

個人住民税の優遇措置

●個人住民税の軽減額

都道府県が指定した寄附金 = (寄附金額 - 2,000円) × 4%
市町村が指定した寄附金 = (寄附金額 - 2,000円) × 6%

※愛知県及び一部の市町村を除く愛知県の市町村は、本学を寄附金税額控除の対象に指定しています。

愛知県以外にお住まいの方は、都道府県・市町村により取扱いが異なりますので、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。

なお、確定申告を行った場合は住民税の申告は不要です。